

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年2月25日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を35年3月14日に訂正することが必要である。

また、標準報酬月額については、昭和23年2月から6月までの期間は300円、同年7月は400円、同年8月から10月までの期間は1,200円、35年3月は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和23年2月25日から同年11月1日まで  
②昭和35年3月14日から同年4月1日まで

昭和21年4月にA社に入社し、平成元年2月に退職するまで同社で勤務していたのに、申立期間①及び②の記録が欠落している。

A社に継続して勤務していたのは間違いなし、保険料は給与から支払っていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同社から提出された従業員カード、勤務証明書により、申立人は、申立期間①及び②において、同社に継続して勤務し（昭和23年2月5日にD支店からB支店に、35年3月5日にE支店からC支店に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、同僚の記録から、昭和23年2月から6月までの期間は300円、同年7月は400円、同年8月から10

月までの期間は1,200円とし、申立期間②の標準報酬月額については、昭和35年4月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、申立期間①について、申立人が資格取得した昭和23年11月1日にB支店で資格取得している者の中に、前任店での資格喪失日と同支店での資格取得日が相違している者（一人）がみられること、申立期間②について、申立人が資格取得した34年4月1日にC支店で資格取得している者の中に、前任店での資格喪失日と同支店での資格取得日が相違している者（一人）がみられることから、申立人についても、事業主は、23年11月1日及び35年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和21年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を270円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 20 年 11 月にA社C支店に入社し、54 年 4 月 27 日に退職するまで、同社に継続して勤務していた。

しかし、昭和 21 年 4 月 1 日に同社C支店からB支店に異動したのに、厚生年金保険の加入記録では、同年 6 月 1 日にB支店で被保険者資格を取得したになっている。

A社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

勤務証明書、従業員カード及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和 21 年 4 月 1 日に同社C支店からB支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 21 年 6 月の社会保険事務所の記録から、270 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、申立人が資格取得する前後にB支店で資格取得している者の中には、申立人と同様に、前任

店での資格喪失日と同支店での資格取得日が異なる同僚（一人）がみられることから、申立人についても、事業主は、昭和 21 年 6 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和35年12月に結婚し、義父が36年4月からの国民年金保険料を町内会集金により納付していたはずなのに、申立期間の国民年金保険料が未納となっている。

義父は死亡しているため当時の状況は不明であるが、夫には申立期間の納付記録があるのに、私には納付記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年8月ごろに払い出されたと考えられるが、この時点では、申立期間の多くは時効により国民年金保険料を納付することができない。また、納付が可能な期間についても過年度保険料の対象となるため、町内会等の納付組織では納付することができない。

さらに、申立人については、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、特例納付等でさかのぼって納付した形跡もみられない。

加えて、申立期間において、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立人の義父は死亡しているため申立期間当時の状況は不明であり、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 38 年 12 月まで

知人の紹介でA社に入社し、昭和 36 年 7 月から 38 年 12 月まで勤務した。同社では、Bデパートの中にあった大食堂内の喫茶部で調理師として働いていた。

しかし、A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる元同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたものと認められる。

しかし、A社は既に廃業しており、申立人が記憶している当時の上司及び事務担当者も既に死亡しているため、申立人が厚生年金保険の保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる証言を得られない。

また、申立人が同僚として記憶している者（6人）について、厚生年金保険の被保険者資格の取得状況を確認したところ、このうち2人については、A社において被保険者資格を取得していることが確認できないことから、当時、同社では、すべての従業員について、もれなく被保険者資格を取得させる取扱いは行っていなかったものと推認される。

さらに、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたこと、健康保険証を交付されたことを明確には記憶していない上、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名が記載されておらず、整理番号に欠番も無いことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。